

## 葉山町社会福祉協議会子ども会設立事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が推進している小地域福祉活動の振興を図るため、子ども会の設立又は復活に係る事業（以下「子ども会設立事業」という。）に対する助成金の交付を行うために必要な事項を定める事を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「子ども会」とは、就学前3年の幼児から高校生までの範囲内を対象とする子どもの会員と集団活動を支える大人の会員により構成し、地域を基盤に子どもの健全な仲間作りや心身の成長発達を促す事を目的として、町内会区域等の小地域において組織する団体をいう。

### (対象)

第3条 子ども会を設立しようとする町内会、自治会又は代表者及び会計が明確な設立準備会等の団体とする。

### (助成金額)

第4条 助成金の額は30,000円を上限とする。

### (助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は第1号様式「葉山町社会福祉協議会子ども会設立事業助成金交付申請書」により、社協会長へ申請するものとする。

### (交付の決定及び支払い)

第6条 社協会長は第5条による申請を受けた場合、速やかに助成金交付を行うかどうかの審査を行い、その結果を第2号様式「葉山町社会福祉協議会子ども会設立事業助成金交付決定（却下）通知書」により申請者に通知するものとする。

2 社協会長は「葉山町社会福祉協議会子ども会設立事業助成金請求書」（第3号様式）による請求を受けてから30日以内に当該団体に対して決定額を支払うものとする。

### (書類の整備)

第7条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る帳簿を備え、収支及びその他について明確にしておかなければならない。

2 社協会長は、必要と認めるときは前項の帳簿等を調査することができる。

### (事業の変更及び廃止)

第8条 当該助成金により実施する事業を変更し、又は廃止しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

### (届け出事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を社協会長に届け出なければならない。

- (1) 代表者の氏名又は住所を変更したとき
- (2) 団体の名称を変更したとき

### (交付の取り消し又は返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、社協会長は助成金の交付を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (3) 事業の実施方法又は助成金の使途が不適切と認められたとき
- (4) 正当な理由なく、事業の全部又は一部を行わないことになったとき

### (実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、当該年度の3月31日までの活動及び決算の実績について、翌年度の4月30日までに、第4号様式「葉山町社会福祉協議会子ども会設立事業助成金報告書」により社協会長に報告を行うものとする。

### (社協の役割)

第12条 社協は子ども会設立事業が円滑に行われるよう、必要に応じて次の支援を行う。

- (1) 組織作り、活動内容等に関する相談
- (2) ボランティアの募集に関する支援
- (3) 他の団体等との連携に関する支援

### (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、社協会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年1月11日から施行し、平成23年4月1日より適用する。